

# 学校いじめ防止基本方針

亀岡市立安詳小学校

## 学校いじめ防止基本方針

- 1 はじめに
- 2 いじめに対する認識
- 3 いじめの定義（いじめ防止対策基本法 第2条）
- 4 いじめの態様
  - (1) いじめの種類
  - (2) いじめ行為に発展する例
- 5 いじめ等の対策のための組織
- 6 いじめ防止等に関する措置
  - (1) いじめの防止
  - (2) 早期発見
  - (3) 家庭や地域との緊密な連携による情報共有
  - (4) いじめられている児童への指導
  - (5) いじめている児童への指導
  - (6) 保護者連携
  - (7) 学級への指導
  - (8) 地域や関係機関との連携
- 7 警察等関係機関との連携
- 8 校内研修について
- 9 いじめ事象の指導体制
- 10 いじめ発見のチェックリスト
- 11 相談機関の一覧

## 1 はじめに

いじめは、被害児童の人格を否定し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれのあるものであり、人権を著しく侵害する悪質で絶対許されない行為です。

児童の身近にいる一人一人の教職員が改めていじめの問題の重大性を認識し、「いじめは、どの子どもにもどの学校においても起こり得る」という考えのもとでいじめの兆候をいち早く把握し、早期発見・早期対応に取り組むことが必要です。

本校では、日々、一人一人の子どもの心に寄り添い内面理解に努めながら、子どもの声に耳を傾け、いじめ未然防止に取り組んでいます。また、いじめアンケートも毎学期実施し、その実態把握にも努めています。自分を大切にし、自分のよさを見つけ、そのよさをみんなのために発揮できるように取組を進めています。

ここに、平成25年9月28日施行のいじめ防止対策推進法を踏まえ、京都府、亀岡市の基本方針と照らし合わせて『学校いじめ防止基本方針』を作成しました。

## 2 いじめに対する認識

いじめに対しては、学校・教職員は、徹底して防止対策や早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。また、いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであると十分に認識するとともに、その指導と対応にあたっては次の点を踏まえて適切に取組の充実を図ります。

### (1) 「いじめは、決して許される行為ではない」という強い認識を持って指導と対応を行います。

いじめは、いじめられる児童にも原因があるといった考えは間違っており、いかなる原因があっても、いじめをしていい理由にはならないという認識を持つ必要があります。また、いじめを助長したり、傍観する行為についても同様に許されない行為であることを理解させます。

### (2) いじめられている児童の立場に立った指導と対応を行います。

教職員は、いじめられている児童やいじめの事実又はそれに係る情報を発信した児童を、教職員が徹底して守るという姿勢のもと、迅速でていねいな指導と対応をすすめます。また、いじめの情報を周りの大人に発信することは、いじめられている児童を救うことだけでなく、いじめを放置していると、エスカレートして犯罪につながる可能性もあることから、いじめている児童を救うことにもなることを理解させなければなりません。

### (3) 学校と保護者の共通認識のもと、適切な指導と対応に努めます。

いじめの解決のためには、保護者や家庭も重要な役割を担っています。保護者と十分に連携を図って指導を行うことが重要であると考えます。また、日常的に保護

者と教職員がコミュニケーションを図り、共通認識のもと、適切な指導と対応を行うよう努めます。

(4) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組みます。

いじめの防止や早期発見・早期対応のためには、それぞれの立場でその役割を果たすことが重要です。学校は、家庭・地域社会・関係諸機関と連携していじめ防止に向けた取組を進めます。

### 3 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの指導と対応については、いじめられている児童の立場に立って考える必要があります。最近のいじめ事象は、普段仲良くいっしょにいる児童間で発生する例も多く、いじめの発見をより難しくしています。このような状況でも児童の表情や様子を注意深く観察して、指導と対応を行わなければなりません。

今回の法律では、インターネットを通じて行われるいじめについても言及しています。携帯電話・スマートフォン・パソコン等の情報機器を介して、特定の個人に対して誹謗中傷やSNS内での悪質な仲間はずれ等の事象が多く報告されています。一定の秘匿環境において行われるものであることから、保護者や関係機関との連携をより一層深める必要があります。

### 4 いじめの態様

#### (1) いじめの種類

心理的苦痛 ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。  
・仲間はずれ、集団から無視をされる。  
・携帯電話・スマートフォン・パソコン等の情報機器で誹謗中傷やいやなことをされる。

物理的苦痛 ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。  
・金品をたかられる。

暴力的苦痛 ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。  
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

※いじめ事象では、上記の態様が重複していることがあります。

## (2) いじめ行為に発展する例

### ア 人間関係のトラブル

児童の学校生活は、考え方や価値観の違いをはじめとする様々な理由から、人間関係上の問題が発生しやすい状況があります。学校は、そういった問題を解決していくことで、他者を認めることを学んでいく場でもあります。しかし、なかにはうまく解決することができず、いじめに発展するケースもあります。

### イ 遊びや面白半分

遊びや面白半分の行為の中からいじめに発展するケースが大変多くあります。はじめは、遊びであったものがエスカレートして、集団で1人をからかったり、仲間はずれにしたといったものです。このようないじめは、同一のグループ内で発生することが多く、加害者側にいじめている感覚が薄いことと被害者側にもいじめられている感覚が薄いことが特徴です。よって、当事者の中から訴えが出にくい場合があることが問題です。楽しく遊んでいるように見えても、その中においていじめが内在しているかもしれないという視点をもって観察することが必要です。

### ウ 暴力的・計画的ないじめ

直接的な暴力的行為が行われたり、恐喝などの物理的な苦痛を与えるいじめは、教職員や保護者に分からないように行われることが多くあります。また、計画的に継続していじめが行われることもあります。

こういったケースでは、いじめられている児童が恐怖を感じていたり、いじめられている児童から口止めされていることがあり、被害が深刻になるまでいじめが判明しないことが多くあります。学校は、このようなケースがいつ起こるかもしれないと考え、日常的に児童の様子を観察し、その変化をいち早く発見できるようにしなければなりません。また、こういったケースは、単なるいじめ事象ではなく、犯罪や非行行為と捉え、警察等の関係機関と連携をとる必要があります。

## 5 いじめ防止に係る組織について

平成25年9月28日に施行された『いじめ防止対策推進法』の第22条には「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と記さ

れています。

本校では、管理職や生徒指導主任等によって構成されるいじめの防止等のための組織（以下「学校対策組織」という）をつくります。

必要に応じて、学校評議員、民生委員児童委員や主任児童委員、心理や福祉の専門家などの専門家の参加を求めます。

- (1) 学校対策組織の会議を定期的に行い、いじめ防止の取組の具体策や児童の状況について、検討・交流を行います。
- (2) いじめ事象の発生時には、必要に応じて学校対策組織を招集し、適切な対応を行います。
- (3) 学校だけの対応にとらわれず、関係諸機関等の連携を行い、早期解決に向けての手だてを積極的に講じます。
- (4) 学校対策組織の役割

ア 学校いじめ基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応に組織的に実施するための中核としての役割

## 6 いじめの未然防止及び指導と対応に関する考え方

### (1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るという考えをもとに、いじめが発生してからではなく、未然防止の指導を充実させなければなりません。全ての児童をいじめに向かわせることなく、人権教育や道徳教育を通して個人を尊重する態度や自他の命を大切にする指導を行い、互いの人権を尊重する心豊かな児童を育成し、いじめを生み出さない学校を目指します。主ないじめ防止対策として次のような活動や取組を積極的に行います。

ア 人権教育、道徳教育を計画的に行い、心豊かな児童を育成します。

イ 教育相談体制を強化し、面談等を定期的の実施します。

ウ 児童会活動を活性化し、児童がいじめのない学校づくりに取り組む環境を整備します。

エ 児童に自己有用感や達成感を味わわせる取組を実施します。

オ 教職員が鋭い人権感覚を身に付け、指導力を高めるための研修を実施します。

- カ 学校と地域社会、家庭が児童に対して、「いじめを絶対に許さない」という姿勢のもと、いじめ防止の啓発活動を実施します。
- キ いじめ、インターネット等に介在する問題行動や非行等の内容を取り上げたPTAの研修会を実施します。
- ク 児童及び保護者を対象に情報モラルについての研修を行い、親子が一緒に考える機会を作ります。
- ケ 携帯電話やパソコン、スマートフォン等の情報機器等の使用に関して、家庭でのルール作りを推奨します。

## (2) 早期発見

いじめの早期発見は、事象の指導と対応をすすめる上で大変重要ですが、学年が上がるにつれて、いじめの状況が潜在化し、表面に現れにくくなります。学校は、早期発見に向けて積極的に取組を進めます。

- ア 教職員一人一人の多様な視点と感性で児童を観察します。
- イ 児童と共有できる空間と時間の確保に努めます。
- ウ 児童の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などを観察し、児童のサインを見落とさないようにします。
- エ 担任を中心に、個人ノートや連絡帳等を活用して児童理解に努めます。
- オ 定期的に二者面談やアンケート調査を行い、速かな対応を行い早期解消に努めます。
- カ こころの相談箱を設置し、児童の困っていることや悩みを受け止め、安心して学校生活を送れるようにします。

## (3) 家庭や地域との緊密な連携による情報共有

- ア 児童の状況について、気になることは丁寧に早い段階で家庭連絡を行うとともに、家庭からの情報を得やすいように、家庭と緊密な連携を図ります。
- イ 地域で児童のトラブルやいじめ又はその疑いのある状況を発見した場合は学校にすぐに情報提供してもらえるように、日頃から地域との連携を深めるように努めます。

## (4) いじめられている児童への指導

いじめの事実が判明した時には、教職員はいかなる場合でもいじめられている児童の側に立った指導を行わなければなりません。教職員は、いじめられている児童やいじめ情報を大人に報告した児童に対して、徹底的に守るという姿勢を明確に示し、迅速で丁寧な指導を実施します。

### 《基本的な姿勢》

- ア いじめられている児童の立場に立ちます。
- イ いじめの状況を把握し、いじめられている児童の安全確保を最優先します。
- ウ 緊密な家庭連携により児童をしっかり見守ります。

- エ いじめが解消後も、いじめの再発防止のために、組織的な観察を継続します。
- オ カウンセリングの視点をもって、いじめられている児童のペースに合わせて事実確認を行います。
- カ いじめられている児童の思いをしっかり受け止め、指導と対応を充実させます。

#### (5) いじめている児童への指導

いじめの指導を行う際に「いじめられている側にも問題がある」というような考えで指導にあたってはなりません。なぜなら、いかなる原因があろうとも、その原因をもとに、人をいじめてもよいという理由にはならないからです。

この考えのもと、いじめている児童に対しては厳しく適切な指導を行う必要があります。

- ア いじめを止めさせ、いじめられている児童の安全を確保します。
- イ いじめの事実を正確に示し、自分の行為がいじめであることを正しく認識させます。
- ウ いじめは、決して許すことができない問題であることを理解させます。
- エ いじめは、いかなる理由があっても認められないことを指導します。
- オ いじめている児童にいじめに対する責任の取り方を考えさせます。
- カ 自らの学校生活や友達関係の在り方を反省させ、今後の自分の行動について考えさせます。
- キ いじめている児童の内面を深く掘り下げ、なぜいじめを行ったのか、当該児童が抱えている問題を聞きだし心の成長を促します。

#### (6) 保護者連携

いじめに対する指導と対応の考え方や具体的な取組については、日頃から積極的に情報発信を行い、保護者の理解と協力を求めるよう努めます。また、いじめが発生した場合には、以下の点に注意して指導と対応を進めます。

- ア いじめの事実を把握した段階から、適切に保護者連携を行い、学校の指導と対応について説明します。
- イ 迅速で丁寧な連携に心掛け、不安や悩みを軽減できるよう努めます。
- ウ いじめられた児童といじめた児童双方の保護者の気持ちに配慮しながら指導と対応を進めます。

#### (7) 学級への指導

いじめ事象の指導は、いじめている児童を適切に指導することはもちろんですが、それだけでは不十分だと考えます。いじめ事象が発生した際に、周囲でその行為を助長した者（観衆）やいじめが起きているのに傍観していた者についても同様に指導を行わなければ、二次的ないじめ事象に繋がりがかねないからです。



### <基本的な姿勢>

- ・全ての児童に、いじめは絶対に許すことのできないことを厳しく適切に指導します。
- ・観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同様であることを理解させます。
- ・いじめをなくす活動を、児童が自ら取り組むように指導します。
- ・いじめを抑止する学級集団づくりに努めます。

#### ○観衆（いじめを助長する存在）

- A いじめがおもしろいと思っている。
- B いじめられている児童への不快感やそれに近い感情を持っている。
- C 次は自分が仲間はずれにされるのではないかという不安を抱えている。

#### ○傍観者（いじめを支持する存在）

- A 無関心な児童
  - ・人間関係や人との関わりに無関心で、自分の関心があるものにしか気が向かない。
  - ・周りでひどいことが行われていても、関わらず勝手なことをする。
- B 葛藤している児童
  - ・正義感があるが、いじめを抑止する勇気がない。
  - ・次は自分かもしれないという不安を抱えている。

### <指導上の注意点>

- ・いじめを助長したり、抑えたりするのは、周りにいる人たちの態度によるところが大きいことを理解させます。
- ・観衆や傍観者も加害者と同様であることを自覚させます。
- ・全校集会や学年集会、学級指導等のいろいろな指導の機会を設定して、いじめられている児童にも問題があるという考えは許されないということや、「いけないことをいけない」と正義感を持って言えることの大切さを徹底して指導します。
- ・当事者を傷付けないよう配慮しながら、実際にあった具体的な事例をもとに指導します。
- ・いじめられている側の子の心の痛みや苦しみを理解できるよう指導します。
- ・いじめを止められなかった自分たちの行動について考えさせます。
- ・相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる指導を工夫改善します。
- ・児童会活動を通して、命を大切に取る取組など心の教育を実施するようにします。

### (8) 地域や関係機関との連携

- ア P T Aや地域の方々とは、様々な機会に意見や情報の交流を図れるように努めます。また、いじめ問題に対する指導と対応の考え方や具体的な取組について

は、積極的な情報発信に努めます。

イ 学校だけで解決することが困難な状況が起こった場合には、警察や児童相談所などの関係機関との連携も積極的に行い、早期の解決を目指します。

## 7 警察等関係機関との連携

平成24年11月2日付初等中等教育局長通知「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」において、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であります。また、いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であると周知されました。さらに、平成25年5月16日付初等中等教育局長通知「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」では、どのようなケースがどんな犯罪行為に該当するかが示されました。これを受けて学校は、いじめ事象の発生時に関係機関との連携を図ることが必要であり、教育委員会との連携を含め、亀岡警察や京都府家庭支援総合センター、医療機関などの関係機関と早期に連携して対応します。

## 8 校内研修について

- (1) 本校では教職員の年間研修計画を策定し、いじめの認識や子どもの訴えを見逃さないように指導力を高める研修を充実させます。
- (2) 事例研究を行い、多様な視点の持ち方を研修します。
- (3) スクールカウンセラーの協力を得ながら、カウンセリングの視点を持った生徒指導の研修を行い、相談体制の強化を図ります。
- (4) 児童理解を深める研修を行い、学級経営に役立てます。